

令和3年度龍ヶ崎市PR冊子編集制作業務委託に係る公募型企画提案の手續開始について

このことについて、次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和3年10月5日

龍ヶ崎市長 中山 一生

1 業務名

令和3年度龍ヶ崎市PR冊子編集制作業務委託

2 業務概要

本市では、平成24年にまちづくりにおける最上位の計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を策定し、「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」のキャッチフレーズの下、「まちの活性化と認知度向上」を目指す取り組みを行ってきた。

また、平成29年から「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」がスタートし、「若者・子育て世代の定住環境の創出」の位置づけ、令和2年度より定住促進グループの設置をはじめ、定住促進に向けた取り組みに力を入れているところである。

本事業の企画提案では、高度な企画力、デザインなどの創造性を考慮した上で、事業の目的に対し、最もふさわしい提案をし、成果が期待できる事業者を選定することが必要であることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

3 履行期間

契約の日から令和4年3月31日まで（但し、検査期間10日間を含むものとする）

4 参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29年度～令和3年度に地域の魅力発信に係る冊子制作を元請として国、都道府県又は市区町村や観光協会等（民間企業も含む）から受託し、誠実に履行した実績があること。
（受託中の業務を含む）
- (3) 本業務を履行するための総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は受託候補者として提出する書類の提出期日時点において、自社にて3カ月以上直接雇用していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 提案募集の日から参加申込書の受付締め切りの日までの間において、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止期間中若しくは龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手續開始の申し立てがなされている者については、手續き開始の決定を受け、かつ、手續き開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手續を完了していること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手續については、「令和3年度龍ヶ崎市PR冊子編集制作業務委託に係る公募型企画提案募集要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市市長公室シティセールス課定住促進係（担当：柴山）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111（内線377）

メールアドレス citysales@city.ryugasaki.lg.jp

【参考資料】

地方自治法施行令

（昭和二十二年政令第十六号）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者